

法制度・許可ワーキンググループでの 検討事項等

主なテーマ (例)	当面对応すべき課題 ※今回の政策会議の検討の対象外	10年後に 目指したい姿	10年後においても建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持していくために 検討すべき建設業関連制度の基本的枠組みに係る課題 (1~2年かけて順次制度化)					
			請負	許可制度	建設就業者関連制度	経営事項審査	入札契約	その他
建設業の 基本的な性格			<ul style="list-style-type: none"> ○請負の定義 ○民間の規律 ○元下間の契約(元請責任のあり方) ○発注者への関与のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ○一律の許可制度のあり方(公共/民間、大規模/小規模) 	<ul style="list-style-type: none"> ○技能労働者の法律上の位置付け 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営事項審査の性格、あるべき姿(ランク分けや総合評価制度との役割分担) 	<ul style="list-style-type: none"> ○透明性・公正性に加え、持続性・処遇改善の要素を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○業の基本理念(誰のための、何のための建設業)
建設生産 システム	<ul style="list-style-type: none"> ○民間工事指針の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者、設計者、施工者(元下)の一層の連携による円滑な施工の実現 ○多様な事業形態に応じた生産システムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○請負以外の契約の位置付け(CM等) ○設計の密度と施工との関係 ○BIM、CIMの推進と責任関係 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設関連業の位置付け ○工場製品の品質管理のあり方 			<ul style="list-style-type: none"> ○公共建築における入札制度の改善 ○建設関連業に係る入札制度の改善(ダンピング対策等) 	
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ○i-Constructionの推進 ○「適正工期算定プログラム」の活用などによる適正工期の推進 ○建設キャリアアップシステムの構築 ○中小企業等経営強化法等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ICTの導入による省力化・省人化 ○生産性2割向上 ○クラウド等でリアルタイムに情報を共有することによるペーパーレス化と虚偽の防止 		<ul style="list-style-type: none"> ○許可申請書類の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ICTの活用など将来の施工の現場を踏まえた技術者制度 	<ul style="list-style-type: none"> ○生産性向上に取り組む企業の評価のあり方 ○経審の関係書類の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT化など、生産性向上を促す入札契約制度上の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○生産性を阻害する諸制度の見直し
働き方 (担い手確保を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○設計労務単価の改訂 ○社会保険の加入促進 ○担い手3法・運用指針の浸透 ○建設キャリアアップシステムの構築(再掲) ○週休2日モデル工事の実施等 	<ul style="list-style-type: none"> ○技能に応じた処遇の改善 ○製造業並の年収・週休2日の実現 ○建設業の魅力向上を通じた若年層の安定的な入職 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険の加入促進など処遇改善のための契約制度のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ○処遇改善のための許可要件のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ○技能労働者の処遇改善に向けた労働法制との連携 ○長時間労働の是正・週休2日に向けた取組 ○労働の平準化(多能工化等) ○一人親方への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方の改革に取り組む企業の評価のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ○週休2日など、処遇改善に資する入札契約制度上の取組 	
地域の建設業	<ul style="list-style-type: none"> ○安定的な建設投資の確保 ○担い手3法(再掲) ○地域維持型契約方式等の普及拡大等 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応や増加する維持管理等を担う「地域の守り手」としての安定的な役割の維持 		<ul style="list-style-type: none"> ○地域の建設企業の制度的な位置付け ○事業承継の環境整備 		<ul style="list-style-type: none"> ○大企業と中小企業、専業企業と兼業企業を一律で評価する仕組みのあり方 ○地域貢献の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○安定して受注できる仕組みづくり(事業協同組合、JV、複数事業・複数年度) ○地域の包括的な維持管理の普及方策(CMの活用による支援等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の地域の建設業の果たすべき役割 ○地方創生の担い手としての方向性
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎ぐい工事問題の再発防止策 ○海外展開等 		<ul style="list-style-type: none"> ○事業者責任と技術者責任 ○適正な施工に向けた事業者と技術者の役割 	<ul style="list-style-type: none"> ○経管要件のあり方 		<ul style="list-style-type: none"> ○民間工事における効果的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○請負契約以外の契約の位置付け(CM等)(再掲) ○PPP/PFIへの参入方策 	<ul style="list-style-type: none"> ○業界団体の役割

法制度・許可WG

企業評価WG

地域建設業WG

これまで政策会議でいただいた主なご意見

※下線部は第1回WGでいただいたご意見

誰のための、何のための建設産業	<ul style="list-style-type: none"> ○まず、建設工事の射程を整理し、保護すべき対象を定める必要。 ○発注者、設計者、施工者、元請、下請それぞれの役割を議論すべき。 ○発注者の責任もある。保護すべき発注者と責任を負わせるべき発注者がいる。 ○現状の建設業法は消費者に対する認識が浅い。また、建設サービスの利用者保護という観点もあるのではないか。
土木と建築、公共と民間	<ul style="list-style-type: none"> ○土木と建築、公共と民間は全く違うが、それぞれの特徴や問題、建設業法上の相違点を整理し、同一の議論ができる点とできない点を明確に分けるべき。 ○その上で、それぞれどのような制度が望ましいか検討する必要。 ○民間建築分野については、今後民民契約に行政が介入していくことが重要。民間の仕組みをどのように構築し、エンドユーザーにつなげていくか。 ○業として発注を行う企業と個人とを分けて議論すべきであり、消費者保護の観点が重要。
建設業法について	<ul style="list-style-type: none"> ○各用語の定義について確認すべき。 ○建設業法は、時代に沿って改正が行われてきたが、規律の密度をより高めた法体系とすべき。 ○発注者にも一定のリスクを盛り込むような法体系であるべき。 ○目的規定の手段が「建設工事の請負契約の適正化を図ること」では足りないのではないか。 ○建設業法において、何を重視し何を遵守させるべきなのか。工事の施工の適正さに着目すべきでは。 ○制度改正の際には、実態を踏まえた議論を行うべき。
請負、契約について	<ul style="list-style-type: none"> ○建設業法が請負にこだわる必要はあるか。 作業の指示をするためには委託という契約形態のほうが望ましい場合もあるが、建設業法には請負しか位置付けられておらず、建設業の健全な発達を阻害している可能性。 「工事実施契約」や「工事に関連する契約」という整理を行い、建設工事に関わる射程を定めてはどうか。 ○建設業法にCMのような委託契約も位置付けるべき。
技術者、技能労働者について	<ul style="list-style-type: none"> ○技能労働者の位置づけが必ずしも明確になっていないので、政策的に手を打つのであれば、何らかの位置づけを与える必要がある。また、下請の経営改善や働き方改革は行政のもとに推進されるべき。 ○技術者が作成する書類が多いが、これは工事現場の技術力の向上に資しているのか。
工場製品について	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の建設業法は建設業者が対象だが、例えばプレキャスト製品メーカー等はどうか。 現在、「建設業者」の周囲にいるプレーヤーについて、業から見てどういう対象になっているか、場合によっては業から何らかに関与することはできないか。
約款について	<ul style="list-style-type: none"> ○民民の契約について、行政の関与はどのようにあるべきか。 ○元請の(2次以下の)下請に対するアプローチについても議論すべき。 ○日本の建設業においては、契約に曖昧さがある。これにより雇用形態も曖昧となり、海外進出の際にも問題となる。

- 建設業法等における定義
 - 建設業法の構成、変遷等
 - 建設産業の態様とプレイヤー
 - 請負契約とその規律
- 許認可制度
 - 技能労働者の位置付け
 - その他

第2回WGで
ご議論いただくこと